

柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改正(案)について

1 改正の経緯

柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染症危機が発生した場合、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25(2013)年に策定しました。その後、令和2(2020)年1月に確認された新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和7(2025)年6月、県においては、政府行動計画の改正を受け、県新型インフルエンザ等対策行動計画の改正を行いました。

これを受け、県内各市町村においても既存の行動計画を令和8(2026)年7月末までに全面的に改正するものです。

2 国・県の改正

- (1) 政府行動計画：令和6(2024)年7月改正
- (2) 県行動計画：令和7(2025)年6月改正

3 意見照会及びパブリックコメント

- (1) 有識者(柏崎市刈羽郡医師会、柏崎市歯科医師会、柏崎薬剤師会)

期 間：令和7(2025)年12月24日(水)～令和8(2026)年1月23日(金)

- (2) 新潟県への意見照会

期 間：令和8(2026)年1月23日(金)～令和8(2026)年3月4日(水)

- (3) パブリックコメント

期 間：令和8(2026)年2月10日(火)～令和8(2026)年3月6日(金)

4 改正のポイント

別記のとおり。

5 今後の予定

市長決裁による決定後、新潟県知事への報告を経て、市民へ公表します。

柏崎市新型インフルエンザ等対策行動計画 改正のポイント

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。
- 全ての対策項目に関して、新型コロナウイルス感染症対応で得られた知見等を踏まえ、記載を充実させる。

現行計画(H25) ※各期ごとに 以下項目を記載	改正後 ※以下の各項目ごとに 準備期、初動期、対応期に ついて記載	改正の主な内容
① 実施体制	① 実施体制	・必要に応じた総合調整や対策に係る実施体制の強化を明記
② サーベイランス・ 情報収集	② 情報収集・サーベイラ ンス	・現行計画から県との整合性を踏まえながら各項目の記載を充実 ・感染状況等に応じたサーベイランスとして感染症の予防と対策に対応
③ 情報提供・共有	③ 情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	・市民等との双方向のコミュニケーションについて記載を整理 ・偏見や差別、誹謗中傷、偽の情報や誤った情報への対応を記載
④ 予防・まん延防止	④ まん延防止	・事業所や学校等に対するまん延防止のための措置の要請に関する記載を追加 ・感染症危機発生後、時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方を整理
⑤ 予防接種	⑤ ワクチン	・予防接種に係る情報の住民等への適切な提供について記載を整理
⑥ 医療	⑥ 医療	・県の方針に沿った、時期に応じた医療提供体制の構築に関する記載を整理
	⑦ 保健	※項目を新設（現行計画では「⑥医療」に記載） ・平時からの情報収集体制や人員体制の構築、優先的に実施する業務の整理
	⑧ 物資	※項目を新設（現行計画では「⑦市民生活及び経済の安定の確保」に記載） ・協定締結機関と連携した个人防护具等の備蓄や感染症対策物資等の供給状況の把握
⑦ 市民生活・経済の安 定の確保	⑨ 市民生活及び市民経済 の安定の確保	・市民の心身への影響に関する対応、教育及び学びの継続に関する支援について記載 ・事業者に対する事業継続の要請や支援について記載